

太平洋クロマグロを取り扱う 養殖業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが水産流通適正化法[※]の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)で、かつ、解体前のもの(生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き(GG)、ドレス)を取り扱う養殖業者の皆様におかれては、以下の対応が必要となります。

※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

① 取引時における、養殖業者名等の情報伝達

名称、養殖ものである旨、養殖業者名、産地名（養殖場の地名）、出荷日（タグ等により伝達する場合には当該タグ等）について、販売先等へ伝達する必要があります。

30kg以上の種苗を使用する場合には、種苗を採捕した漁業者から、漁船名等、種苗の重量、池入れ日について伝達を受ける必要があります。

② 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）について、3年間保存する必要があります。



STOP! 違法クロマグロ!

詳細は裏面

水産庁

